資料１－５

苦情の処理手続フロー（通常処理の場合）

日　数	処　理　の　内　容　等	処理手続関係規定
	①　供給者が協定の違反があると判断	
	②　関係調達機関との協議	第３の２
（起算日）	**③　<u>供給者</u>（苦情申立人）が苦情申立て（苦情の原因となる事実を知り得たときから10日以内）**	第３の１の(1)
	④　関係調達機関に送付	第５の１
10作業日以内	**⑤　申立て受理（又は却下）の決定**	第５の３
	⑥　苦情申立人及び関係調達機関に通知	第５の６
	⑦　受理した旨の公示（参加者の募集）	第５の６
	⑧　契約締結（又は契約執行）の停止要請（③から12作業日以内）	第５の８の(1)(2)
	⑨　関係調達機関が、委員会の要請に従わない場合は、理由を委員会に通知	第５の８の（4）ただし書
	⑩　委員会は理由書の写しを苦情申立人及び関係調達機関に送付	第５の８の(6)
	⑪　参加者の確定（参加通知の締切り）（⑦から５日以内）	第４
	⑫　苦情申立人、関係調達機関等への参加受理の通知	第５の７
	⑬　関係調達機関が委員会に報告書を提出（④から14日以内）	第５の11の(1)
	⑭　委員会は報告書の写しを苦情申立人及び参加者に送付	第５の11の(2)
	⑮　苦情申立人及び参加者からの意見又は委員会の検討の希望の表明（⑭から７日以内）	第５の11の(2)
	⑯　苦情の検討	第５の９
90日以内（公共事業の場合は50日以内）	**⑰　検討結果報告書及び提案書の作成**	第６の１から３
	⑱　検討結果報告書及び提案書の苦情申立人、関係調達機関等への送付	第６の４の(1)
	⑲　調達機関が提案に従わない場合の理由の委員会への報告（⑱から１０日以内）	第６の４の(2)なお書

□　～ *委員会の処理等*